# 労働政策審議会令 （平成十二年政令第二百八十四号）

#### 第一条（所掌事務）

労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第三号の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

#### 第二条（組織）

審議会は、委員三十人で組織する。

##### ２

審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

##### ３

審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

#### 第三条（委員等の任命）

委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

##### ２

臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

#### 第四条（委員の任期等）

委員の任期は、二年とする。

##### ２

委員は、再任されることができる。

##### ３

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

##### ４

臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

##### ５

専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

##### ６

委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

#### 第五条（会長）

審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

##### ２

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

##### ３

会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第六条（分科会）

審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

##### ２

前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

##### ３

前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

##### ４

分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。

##### ５

分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

##### ６

分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

##### ７

審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

#### 第七条（部会）

審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

##### ２

部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

##### ３

前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

##### ４

部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

##### ５

部会長は、当該部会の事務を掌理する。

##### ６

部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

##### ７

審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

#### 第八条（最低工賃専門部会）

家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

##### ２

前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

##### ３

最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

##### ４

前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

#### 第九条（議事）

審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

##### ２

審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### ３

前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

#### 第十条（資料の提出等の要求）

審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### 第十一条（庶務）

審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。

#### 第十二条（雑則）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 附　則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年九月二七日政令第三一七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年一月一七日政令第四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

# 附　則（平成一五年五月一日政令第二一七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年一月五日政令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一九年八月三日政令第二四五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月四日）から施行する。

# 附　則（平成二二年八月四日政令第一七八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十二年八月五日から施行する。

# 附　則（平成二四年八月一〇日政令第二一一号）

この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年三月三一日政令第一〇八号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年二月一二日政令第四一号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年九月三〇日政令第三五二号）

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年四月七日政令第一三六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

# 附　則（平成二九年七月七日政令第一八五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日政令第八三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年四月一七日政令第一五五号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和元年六月一四日政令第二七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。

###### 一

第一条、第十条及び第十一条（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定

# 附　則（令和元年一二月二六日政令第二一一号）

この政令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年一二月一一日政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。